

国民健康保険に

ご加入されている方のお手元の健康保険証の有効期限は

令和7年7月31日に満了となります。

健康保険証の有効期限が切れたあとは、

マイナ保険証か資格確認書
で医療機関・薬局にて受付をしてください。

従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、
マイナ保険証を基本とするしくみに移行しています。



マイナ保険証を使ってる人はどうしたらいいの？

ぜひ、そのままお使いください！



マイナ保険証でないと受診等できないの？

マイナ保険証をお持ちでない方には、申請によらず資格確認書が交付されます。
また、マイナ保険証をお持ちの方でも、マイナ保険証での受付が困難な方は、加入している医療保険者に**申請すれば資格確認書を取得できます**。親族等の法定代理人や介助者等による**代理申請も可能**です。

まずはマイナンバーカードを持っているか
ご確認ください！

マイナ保険証の準備はできていますか？
いまのうちに確認しましょう！

裏面へ >>>

マイナンバーカードを健康保険証として
使うために利用登録をしておきましょう！

ご自身の登録状況がわからないときは？

医療機関等の受付窓口には設置されている顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードを置くと、利用登録が済んでいない方には、その場で利用登録の案内がされます。

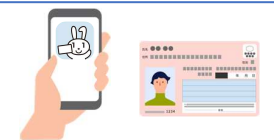


受付に使用する顔認証付きカードリーダーの操作方法など、
何かわからないことがあれば、受付の職員にお気軽にお声かけください。

他の方法で確認したいときは？



1 スマートフォン
・マイナンバーカード
を用意します



2 「マイナポータル(モバイルアプリ)」にログインします。

3 「健康保険証」を押します

4 「未登録」もしくは「登録済み」と表示されるので
ご自身の登録状況をご確認ください



マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare